



2023年5月26日

各 位

会 社 名 株式会社 東 祥
代表者名 代表取締役社長 桎名 裕一郎
(コード : 8920 東証スタンダード・名証プレミア)
問合せ先 常務取締役管理本部長 桑添 直哉
(TEL. 0566-79-3111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年5月26日開催の取締役会において、2023年6月29日開催予定の第45期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。
- (2) 機動的な配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第46条（剰余金の配当等の決定機関）及び第47条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて現行定款第6条（自己株式の取得）、第47条（期末配当金）及び第48条（中間配当金）を削除するものであります。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 <u>(自己株式の取得)</u> <u>第6条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u>	第2章 株 式 (削 除)
<u>第7条～第17条 (条文省略)</u>	<u>第6条～第16条 (現行どおり)</u>
第4章 取締役及び取締役会 <u>第18条～第20条 (条文省略)</u>	第4章 取締役及び取締役会 <u>第17条～第19条 (現行どおり)</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の任期) <u>第 21 条</u> 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 <u>2.</u> 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。 <u>第 22 条～第 45 条</u> (条文省略)	(取締役の任期) <u>第 20 条</u> 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 (削除)
第 7 章 計 算 <u>第 46 条</u> (条文省略) (新設)	第 7 章 計 算 <u>第 45 条</u> (現行どおり) <u>(剩余金の配当等の決定機関)</u> <u>第 46 条</u> 当会社は、剩余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 <u>(剩余金の配当の基準日)</u> <u>第 47 条</u> 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 <u>2.</u> 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。 <u>3.</u> 前 2 項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。
(期末配当金) <u>第 47 条</u> 当会社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剩余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。 <u>(中間配当金)</u> <u>第 48 条</u> 当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剩余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。 <u>第 49 条</u> (条文省略)	(削除) (u) (削除)
	第 48 条 (現行どおり)

以 上